

公認技術代表規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、競技本部規程第1条の業務を遂行するために、アルペン、クロスカンントリー、ジャンプ及びコンバインド競技の公認技術代表に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 本連盟は、スキー競技の厳正公平な運営を図り、競技会を円滑にし、その権威を保つため公認技術代表制度を設ける。

(任 務)

第3条 技術代表の任務は、次の各号に掲げるものの他、各種目の専門委員会ごとに定められた細則による。

- (1) 本連盟を公式に代表し、責任をもって処理する。
- (2) 組織委員会を支援する。
- (3) 競技会の準備と遂行を統制監督する。
- (4) 公式記録と競技会の内容を本連盟に報告する。

(受験資格及び推薦等)

第4条 公認技術代表となる者は、当該年度の会員登録を完了し、各専門委員会の公認技術代表規程細則に定める受検資格者であって、各加盟団体より推薦され、各専門委員会の定める教育・養成セミナー（以下「講習」という。）に参加し、研修に務めた上、検定試験に合格し、本連盟理事会で承認された者をいう。

2 前項の講習及び検定の受検については、各種公認・登録等料金一覧表に定める検定料を納入しなければならない。

(公 認)

第5条 前条により、承認された者は、技術代表として公認し、本連盟より公認証並びにライセンスカードが発行される。

2 競技会に派遣される技術代表は、必ずライセンスカードを携行しなければならない。

(教育研修会)

第6条 公認技術代表は、資格取得後、本連盟主催の教育研修会（以下「TDクリニック」という。）に参加し、新しい知識を習得し、正確な競技運営について研鑽しなければならない。ただし、TDクリニックの開催は、毎年を原則とし、各競技により隔年の開催とすることができる。

(更 新)

第7条 ライセンスカードは、番号が付けられ、4年間有効とし、有効期間内に更新しなければならない。

(資格の停止)

第8条 公認技術代表で、次の各号に掲げる事項の一に該当する者は、技術代表としての活動を停止する。

- (1) 所定のTDクリニックに2回続けて欠席したとき。
- (2) 会員登録料及び年次登録料を納期までに納入しないとき。
- (3) FIS公認競技会及び本連盟主催公認競技会の役員として、3年続けて不参加の場合

(資格の喪失)

第9条 公認技術代表で、次の各号に掲げる事項の一に該当する者は、理事会の議決によって、その資格を喪失するものとする。

- (1) 本連盟会員登録規程第4条の規定により、会員の資格を喪失したとき。
- (2) 正当な理由なく、所定のTDクリニックに、6年間1回も受けなかったとき。
- (3) 競技会への協力要請に対し、正当な理由なくこれを拒否したとき。
- (4) 公認技術代表が正当な理由により辞任を申し出たとき。
- (5) その他公認技術代表としての体面を汚すような行為があったとき。

(公認料及び年次登録料)

第10条 技術代表に公認された者は、各種公認・登録等料金一覧表に定める公認料及び年次登録料を公認時に納入し、次年度からの年次登録料は、他の登録料等と同時に本連盟へ納入しなければならない。

(細 則)

第11条 この規程の運営に関する事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、競技本部理事会の議決による。

平成27年12月15日 改正